◎金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

（平成一五年三月三一日法律第六号）（衆）

一、提案理由（平成一五年三月一八日・衆議院法務委員会）

〇杉浦議員　ただいま議題となりました金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律（平成十年法律第百二十七号）は、平成十年八月のいわゆる金融国会におきまして、金融再生トータルプランに関する議員提出四法案の一つとして提出され、同年十月成立した法律であります。

この法律の要点は、次のとおりであります。

第一に、金融機関等が根抵当権により担保される債権を整理回収機構、サービサー等の債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、売却する旨及び新たに元本を発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法の定める元本の確定事由に該当するものとみなすこととしております。

第二に、これにより元本が確定した場合の登記は、根抵当権の移転の登記とともに申請する場合に限り、債務者等の根抵当権設定者と共同で申請しなくても、根抵当権者のみで申請することができることとしております。

この法律は、本年三月三十一日までの臨時措置法でありますが、本日御審議いただきます法律案は、この法律の適用期間を平成十七年三月三十一日まで、二年間延長しようとするものでございます。

以下、適用期間の延長の必要性について御説明を申し上げます。

経済財政諮問会議は、「改革と展望―二〇〇二年度改定」において、不良債権処理など諸改革を加速すると同時に、集中調整期間を一年程度延長し、平成十六年度までの間、改革を集中的に推進するとされております。また、経済活動を支えるより強固な金融システムを構築するため、不良債権処理の加速に強力に取り組み、不良債権問題を平成十六年度に終結させることを目指すとされております。

金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、債権譲渡円滑化法の期限を延長する必要がございます。

以上が、この法律案の趣旨及び概要でございます。

委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告（平成一五年三月二〇日）

〇山本有二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権のうち不動産を担保とするものの処理が今なお終了していない状況であることにかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長し、平成十七年三月三十一日までとするものであります。

本案は、杉浦正健君外四名提出によるもので、去る十七日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、十八日提出者杉浦正健君から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑を行い、これを終了し、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（平成一五年三月二六日）

〇魚住裕一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって、不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、期間再延長の理由、本制度の利用状況と評価、本制度の債務者へ及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。